

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第16回） 議事概要（確定版）

- 1．日 時：平成21年12月10日（木）13:00～15:00
- 2．場 所：農林水産省第2特別会議室
- 3．出席者：鈴木部会長、荒蒔委員、合瀬委員、岡本委員、古口委員、藤岡委員、三村委員、茂木委員、森野委員

【農村の振興について】

郡司副大臣

- ・ 本日は農村の振興について御議論をいただくことになっているが、どこの国でも農村は国土や自然環境の保全、水資源の涵養など、いろいろな機能を持っており、それをよりどころにしている。
- ・ 農村の現状は皆がよく知っているとおり、厳しい状態にある。少子化、限界集落、高齢化等により約1,000を超える集落が消滅の見込み。消滅危惧のある集落も千数百にのぼると報告されている。
- ・ 観光資源となる日本の原風景の裏側では、農業をはじめとした生産活動が行われている。自然が残っているだけでは美しいものとはなっていない。そこに住むという営み、そのための所得、雇用、子供を育てられる将来、といった機能が大切である。
- ・ 農商工連携に関し、1次が2次、3次と手を携えるということについて、新政権として、6次産業という言葉を使っている。1次が2次、3次と手を組むのではなく、自らが2次、3次に入っていくことが重要であり、1次が参加することによって、雇用、所得が確保され、子供を育てられる条件を整えていく必要がある。
- ・ 中山間地という条件では、無住化危惧集落が存在しており、制度的にいろいろやっているが、必要なことはこれからもやっていきたいし、新たな枠組みも可能な限り取り組んでいきたい。農業就業者人口の過半がある世代に集中しているが、それを許している状況ではない。

森野委員

- ・ 副大臣が言われた、美しい田園の背景にしっかりした生産活動があるというのは、まさにその通り。「悪い景観100選」というのがあるが、耕作放棄地や建設残土が農地に捨てられているもの。愛知の田原市では、農家によるNPOが耕作放棄地対策として菜の花を植え、訪れた人に対して春キャベツや菜種油を販売している。全国の事例を沢山集めてほしい。
- ・ 6次産業化という新しいビジネスモデルについて、「おくりびと」という映画では、映画だけでなく、テレビ放映、DVD販売・レンタルから、また、CMに1シーンを提供して広く著作権料を得る仕組みになっている。一つの貴重な資源をどう活用するかが6次産業化の目指すものであり、重要なのは農業者が持っている知的財産である。

松本委員（大浦参事官代読）

- ・ 農村の疲弊を打破するため、「農村の再生・活性化」し、「高齢者も健康で生き生きと活躍できる地域社会を構築」、「雇用と所得を確保し、若者や子供も農村に定住」という整理は全くその通り。農村の疲弊が、耕作放棄地の増大のみならず、現基本計画が描く構造展望の実現を困難にしており、農村の活性化すなわち農村振興政策が極めて重要。そのためには、農村に就業と雇用の場を広範に形成することが不可欠であり、6次産業化、農林水産物等の「資源」を活用した「産業」の創造、再生可能エネルギー利用の推進等は補助事業、税制、金融等あらゆる施策を動員し、関係省庁のみならず民間企業、NPO等、関係し得る全ての者を結集した、国家プロジェクトとし

て強く打ち出すべき。

- ・ 「市民農園」と並び近年「体験農園」についても注目が集まっている。その一つの発展形態として東京都下の農業委員会と東京都農業会議では、相続税納税猶予農地の適正管理の観点から、都市農業者と検討を重ねて「農業体験農園」という経営類型を確立している。「農業体験農園」は「農地を区画貸しする一般の市民農園とは異なり、農地所有者等の農業経営者が自ら開設する自営農業経営の一環として、都市住民等に連続した農作業体験を行わせるもので、経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園をいう。」と整理している。「農業体験農園」は都市住民が近傍にいる地域で経営確立のための重要な新たな営農類型として確立しつつあり、今後その発展を支援していく必要。
- ・ 事業仕分けでは、中山間地域等直接支払い制度と農地・水環境保全向上対策は同様同種の事業として捉えているが、前者はあくまでも中山間地と平地地帯の生産格差を是正するためのものであり、その上で全国で農地・水・環境保全向上対策を講じていることを対外的にしっかり発信していくことが必要。

平田委員（大浦参事官代読）

- ・ 農村は、安定した生産とコミュニティの両面があって、初めて生活がなりたつ。緊急的に取り組むべき課題として、以下の点を申し上げる。
「食料増産」と共に、今まで欠けていた「経営的視点」を重視した農政に転換すべき。再生産可能な所得を、西欧なみに政策的に担保し、将来を担う若者にとって魅力ある農業を構築すべき。すなわち農業農村の安定的発展には、岩盤としての生産にともなう所得保障と共に、環境等多面的機能保全への直接支払いの両面の支援が先ず不可欠。さらに、80兆円ともいわれる、膨大な食料額の、農家の取り分を高める政策、すなわち、生産から販売までを担う、6次産業化を強力に推進すべき。特に、生産者みずからが行う加工、直売システムの構築は必修。スマートグリッドを活用した環境型エネルギーのバイオマス、太陽光、風力、小水力発電等による、新産業を育成し、若者の就労の場づくりは大きな可能性を秘めている。
戦後、手つかずとなっている山林には、我国の原点である文化が風前のともしびとはいえ、まだ息づいている。この環境を整備発展させることで、グリーンツーリズムは、大きな可能性を持ち、若者が力を発揮できる環境であり、大きな産業に育てるべき。
稀少資源化した都市農地を持続的に保全するため、国土交通省と農水省が共管する、「緑農地制度」の創設、農振制度改正による、緑農地の都市農業振興地区指定および、農用地域に準じた農業施策を実施すべき。
自作農を前提とした、法人化や賃貸借を認めない時代遅れの農地の相続税納税猶予制度を改正し、緑農地を対象とした相続税納税猶予制度に改正すべき。
宅地並課税制度は、都市住民の農地保全への意向等を勘案して「地産地消」の推進等が可能な制度への改正を行うべき。緑農地は農地価格評価税とすべき。

荒蒔委員

- ・ 結論から言うと、資料に書かれていることをしっかり進めるべきと思うが、実際には制約要因が表面化し、それゆえに計画が途中で挫折しているものもかなりあるのではないか。そういうものを抽出して、制約要因をどうやって取り除くのか。行政サポートかコラボレーションなど、観念論ではなく、具体的に解決した例や止まっている例を示して推進方策を検討すべき。

三村委員

- ・ 政策体系は良くできている。6次産業化の中で、機能性食品、医薬品等の新産業を提案しており、可能性があるとは思いますが、従来視点では難しいのではないか。連携の

問題だけでなく、技術革新、イノベーションとか医薬品メーカーとのつながりが出てこないと生きてこない。6次産業化を広げすぎない方がよいのではないか。可能性が高いところに重点化すべき。

- また、農村が教育、医療、介護の場と書いているが、「介護」は言葉として行き過ぎではないか。また、「医療」になると専門性が必要であり、機能性食品などの新産業もあるので、使う場所を考えるべき。「農山漁村活性化ビジョン」について、より緊急性の高い取組を前面に出して、別に中長期的な取組を整理し、医療など農林水産省だけではできないことは各省連携で進めることを出すべき。

古口委員

- 6次産業化は、要は雇用と所得の問題。あまり6次産業だけにこだわらずに、工場を持ってくるようなことも含めて、もっと広い意味から所得確保を考えても良いのではないか。また、バイオエネルギーの成功例について、成功事例を教えてください。
- 副大臣に伺いたいですが、11月一杯で戸別所得補償制度を始め来年の農政が決まるというお話だったが、現状はどうか。また、事業仕分けで、中山間直接支払いと農地・水環境保全対策の事務を一緒にせよという指摘があったようだがどういう意味か。
- できれば農村交流について、大学生も農村に、という項目を入れて頂きたい。

郡司副大臣

- 森野委員ご指摘の点として、資源の有効活用については、受け止めてPRもできるように努めていく。
- 荒蒔委員ご指摘の点として、成功例、トラブルの原因を明らかにすることについては、施策を進める上でこのような手法で点検できるようにしていきたい。
- 三村委員ご指摘の点として、医薬品、機能性食品で実用化しているものが、地域の雇用や所得につながっているのか、というところは考えていくべき課題。
- 医療は、厚労省との関係もあるが、お医者さんがいなくても、コミュニケーションを取れる仕組みをやってはどうかという観点もあるだろう。介護については、地域そのものが消滅するという形にならないように地域全体でどうやっていくかという視点があるのではないか。
- 農村に住んで農作業をしているお年寄りが健康ということもあり、そういう側面で都会の方にも住んでいただきたい、という願望も入っている。医療の分野と農村の機能という点をごちゃごちゃにならないようにしていきたい。
- 古口委員ご指摘の点について、考え方は相当程度固まっているが、予算の関係上発表できないことは申し訳ないと思っている。仕分けの関係は、財務当局と協議しながら整理しているところ。
- 大学生の農村交流は予算を伴わなければすぐに取り組めるが、伴う形であれば次年度から直ちにはということにならないかもしれないので持ち帰り、具体的な形を考えたい。
- 工場誘致については、どこにでも立地できるものではないだろう。
- バイオ活用については、間伐材等の利用の問題も含めて、国の意志としてきちんと取り組んでいきたい。林地については、路網の整備が必要で、地域の人だけではなく、建設業で働いていた人たちの労働力の移行もできるような形も検討していきたい。

吉村農村振興局長

- 荒蒔委員の指摘は、これまで計画を打ち出していて、どこがネックでうまくいかなかったかについて、個々の施策についてきちんと点検するということと理解。例えば、グリーン・ツーリズムは、昔から進めてきており、少しずつ成功しているが、観光業界が必ずしもその小さな商品に取り組んでいこうという動きが出てこなかったことが本格的な取組に至っていない要因。観光業界も巻き込んだ形で今後進めていくことが、観光立国本部の主要な課題の1つ。

- ・ 古口委員からご質問のあった、バイオマスの利活用については、民間が取り組んでいるものについても国が補助しているところ。バイオマス資源の収集にコストがかかるため、補助があると収支がトントンとなるため、一定の雇用を生み出している事例はあるが、現状では、補助なしで企業として実施していくのは難しい状況。
- ・ 古口委員からご質問のあった、中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策の事務費については、県・市町村にそれぞれ事務を依頼し、事務費以上の事務を行っているとは認識しているが、両施策とも集落を対象とし、同じ集落を対象にやっていると11万^円程度あることから、重複した部分を合理化する余地があるのではないかという議論がなされた。

佐々木技術会議事務局長

- ・ 三村委員からご指摘のあった6次産業化の中の新しい分野の技術開発では他分野とのネットワーク作りが重要と考えている。猫のインターフェロン（抗ウイルス薬）やカイコの絹糸タンパクを用いた人工血管などは、医薬業界と連携しており、実用化されている事例もある。農村には飼養技術も含め、資源があるのでこれからもこれらの資源を活用していく方向で検討していきたい。

郡司副大臣

- ・ 三村委員からご指摘のあった、農業・農村が本来持っている資源をもっと有効に使うことは重要。花木を切り出してそのまま都会に出して40人くらいの雇用を生み出している例もある。荒時委員のご指摘のようにPRをするしないも含めて、地域の中でコーディネートしたり、アイデアを持っている人が育っていく、ということが重要。そうした面で大学生に農村に来てもらうことも有効ではないか。
- ・ 三村委員からご指摘があったとおり、地域のものをきちんと使うためにも、コーディネーターの育成も必要。これは全てのことに関わってくることを考えている。

茂木委員

- ・ 地域の活性化となる人材をきちんと活用していくことは重要であり、農業高校や農業大学校、大学の農学部などと協働や連携していくことが必要。そのためには、農家研修や農村の生活体験などを教育課程に組み込むなど、農業・農村に興味を持つ学生を作り、実際に関わりを持たせることが農村部の活性化に寄与する人材の確保・育成につながると思う。
- ・ 都市農業は都市における多面的機能を果たしているほか、農業経営は少量他品目を特徴に消費地に近い立地条件を活かし、都市部住民へ食料を供給する上で重要な役割を發揮している。しかし、市街化区域内農地においては、現行の農業施策はほとんど受けられない。さらに固定資産税の評価額が非常に高く、税負担が大きいことへの不安、相続税納税のための農地の切り売りなど課題が多い。
- ・ 農地という位置づけだけでなく、市民農園や防災、健康増進、コミュニティの場などの意味も持っており、都市農業の将来方向を国として明確にすることが必要。
- ・ その上で、都市計画法の改正、税制、農業支援策など都市農業を維持していくための支援策は農水省、国交省など関係省庁・機関が一体となって取り組むべき。
- ・ 中山間地域等直接支払や農地・水・環境保全向上対策は、農地の保全や農村の環境維持、集落機能強化などのために重要な役割を果たしており、今後も施策を継続することが必要。
- ・ しかし、今回の事業仕分けによって農地・水・環境保全向上対策は予算が縮減と判断され、生産現場は大きな不安を抱えている。一方で、新政権では農村の振興に向けた政策をどのように描くのか期待もある。
- ・ そのため、農村の現状認識と活性化に向けた将来像、必要な施策を早急に示すことが必要。
- ・ また農村の振興や環境・景観の維持保全に向けて、国民の理解と合意を前提に、新

たな直接支払いの創設について検討することが必要。

- ・ 教育、医療、介護について、農村地域は都市部に比べて条件・環境面で劣っている。農山村の活性化に向けて地域内の助け合いが重要。
- ・ JAグループは子育て支援や訪問介護など地域貢献活動を実施し、農村コミュニティの維持に大きな役割を發揮。
- ・ 長野（佐久総合病院）では通常の医療に加え、文化、スポーツ、地域保健予防活動をしている。そのため、かかる医療費が一番安い。
- ・ 厚生病院の経営も厳しい現状。様々な支援や税制措置をお願いしたい。
- ・ JA佐久浅間では行政、地域と連携して65歳以上に配食サービスを実施しており、こうした活動は魅力ある農村を作り、地域の活性化に結びついているが、経済的に困難。地域への支援については、農水省、厚労省が連携し、今後も医療、福祉事業への取組を展開して行って欲しい。
- ・ JAは地域への貢献をしていくためにも、今ある病院や福祉事業を拡大していきたいと考えるので、活用し伸ばしていけるよう考えて欲しい。

藤岡委員

- ・ 農村の活性化を議論するにあたっては、農村の定義が不明確。6次産業化が成り立つ地域もあるが、1次産業すら危うい地域がかなりある。農業政策では定義を分けて考える必要がある。人を山からおろすとか、農地を山に戻すとかも含めて、仕分けて考えるべき。
- ・ 農業と農村の施策ははっきりとした線引きが必要。いままで農村の活性化と言ってきたが、一向に活性化されてきていないのが事実。
- ・ 中山間地域等直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策は衰退に一定の歯止めを掛けていることは間違いない。これに戸別所得補償が追加され、どの程度活性化に作用していくのか。
- ・ 大臣が記者会見で秋田県を戸別所得補償の対象から除外する旨の発言をされたとの記事が出ていた。秋田県の農家は動揺している。わかる範囲で経緯を教えていただきたい。

岡本委員

- ・ 基本計画にはもう少し前向きな視点が入ってもいいのではないかと。都市住民にとって、農村はあこがれの場であり、そのあこがれの場を前向きに守っていく視点が必要。
- ・ 地方へ要望は色々あるが最終的に国が受け止めるべき
- ・ 6次産業という言葉が一般にはよくわからない。1次、2次、3次産業の足し算でもいいし、かけ算でもいいという解釈があるが、これはかけ算であり、1がなくなったら0になり根本的に成り立たなくなる、ということを知ったことがない人にもわかるように伝えるべき。
- ・ 農業の6次産業化と、農村の6次産業化は一般の人には区別がつかない。一般に伝える時はわかりやすく伝えるべき。
- ・ バイオマス、太陽光など新しい技術をどう農業とからめていくのか、もっと掘り下げて議論する必要があるのではないかと。
- ・ 子ども農山漁村交流プロジェクトはもっと推進するべきと考えるが、いろいろ問題も多い。学校側に対応する体制ができていない。熱心な先生がいるところ、モデル校になっているところは動いているが、教育委員会レベルで全体で動いているところは非常に少ない。いろんな問題を抱え、手一杯の学校をどう説得していくのか。文科省がやれといっても簡単に動く話ではない。
- ・ 一方で120万人を受け入れる側の体制は大丈夫なのか。次から次へと来たら交流を楽しめないのではないかと。農家の負担感が増大しないか心配。
- ・ 観光との連携に関して、海外の観光客の呼び込みもいいことだが、手近な国内需要もたくさんあるのではないかと。シニア世代は好奇心も多く、時間も金銭的にも余裕が

あるので、ここを観光のターゲットとして取り込めるのではないか。社会見学はシニアの参加者が多い。

- ・ クラインガルテンの話もあるが、こういうことをするには、社会全体の働き方も考えていかないと難しく、心と時間の余裕がないとできないこと。農業だけでなく、我々自身の社会のあり方を見直すべき時期にきているのではないか。

合瀬委員

- ・ 6次産業化には大賛成。農山村は、村や山の資源を活用しなくなり疲弊が進んだ。農地が使われず遊んでいるのに、海外から60%の食料を、山には植林された材が利用されていないのに80%の木材が輸入されており、荒れて当たり前の状況。資料5頁の関連で、米由来のタンパク質の新食品への活用などが述べられているが、海外の米を使っても実施可能であり、こういったものを進めるならば国内の農産物を使って行うといった付帯条件をつけることが必要だ。「地域利用率」など、需要側に国内、地域内のものを使ってもらう仕組みが作れないか。所得補償するなら農産物の値段を下げるために使うべきで、そうすれば国内で資金と農産物が循環する仕組みができあがっていく。
- ・ 長野県で聞いた話だが、昔は集落内の川の水で洗い物をするなどしており、きれいに使ってきたが、水道が引かれ、川を使わなくなって汚くなった。使うから皆できれいにする。
- ・ 国内のものが使われてないからどんどん汚くなるし、無駄にもなる。農村振興は是非「使う」という視点と、地域利用率、循環型社会をキーワードに施策を組み立ててもらいたい。

郡司副大臣

- ・ 茂木委員の指摘は、国土計画法など他省とまたがる土地利用制度などについては、国としての指針をきちんとしろということだと思う。
- ・ 事業仕分けとの関係では、場合によってはこれまでの補助制度を交付金化する等、現場が困らないようにしていきたい。
- ・ 地域医療・農村医療については先駆的な事例を紹介していただいたので、取り入れるところは取り入れていきたい。
- ・ 中山間地域に農地と農業人口の4割が存在しており、農業の振興と分けて農村の振興を考えないといけない。地域全体のマネジメントを総務省や国土交通省もやろうとしており、省益ということにならないように、国全体でそれぞれの地域がどのように残っていけるのか考える必要がある。何があると集落なのかについて、国民全体の合意がなくなっていると思っている。海外の事例では、集落というのは、学校、郵便局、教会があって、という要素があって、人が住んでいる。
- ・ 大臣の発言について。これまでの生産調整は需給調整機能を果たしてこなかった。作らないように誘導するのではなく、作ること、自給率を上げることにインセンティブが働くようにする。ペナルティーをかけずに誰でも公平に参加できるようにしたい。生産数量目標の配分も、公平さを確保して行う。思いは、一緒にやっていきましょうということ。大潟村を含む県全体で取り組んでいただきたいということだと思う。
- ・ 地方の要望を国が受け止めるべきとの話はその通り。1つ1つ積み重ねて現実のものにすべく議論していく必要がある。また、6次産業化はかけ算という議論もあれば足し算という議論もある。言葉遊びでもよいが、当たり前のように人々の口の端にのぼるようにPRしていきたい。
- ・ 農業者は、気象、土壌、種子、国際経済情勢など各方面の知識が褒められる面がある。そうした意味でも技術は重要。
- ・ 交流のターゲットとしてシニア層に着目するのは良いこと。観光は、正月、連休、お盆に集中してしまうというのがあり、雇用が安定しないということもある。分散化

するために地域や産業ごとに休みを分けるなどについても国として考える必要。社会全体の生き方を考えるということは大賛成。

- ・ 農林水産物等の資源の活用を進める上で、国内産の使用を義務づけることはWTO上難しいが、実質的にどうやって国内産にシフトさせるか考える必要がある。世界の食、資源の状況等を見れば当たり前のように地域の物を使うというところに落ち着くように、しっかりやっていかなければならない。国産、地域の財を使っているところを普及していくようにしたい。
- ・ 所得補償については、いつまでに所得補償がいらなくなるんだろうかという議論も出てくる話だと思う。総じて循環型というところについては異論がある話ではなく、縦横あわせても無理がないような制度設計に努めていきたい。

吉村農村振興局長

- ・ 子ども農山漁村交流プロジェクトについては、文科省も積極的に対応しており、教育課程にも位置づけ、モデル育成を図っているところ。修学旅行や林間学校とも整理しつつ、進めていきたい。
- ・ 農村側の120万人の受入れ体制については、現時点では不十分。全国500地区、1地区あたり40、50軒の民泊を想定しているが、現時点ではモデル地域が53地区にとどまっている。

鈴木部会長

- ・ 資料の最後に農山漁村活性ビジョンの話があるが、具体的な案を提示していただいているので、指標の具体化を含めて詰めていただくとありがたい。農業経営体も様々あり、小規模、兼業農家など、それぞれどんな役割を果たして農業農村が成り立つのかを含めて、ビジョンの議論ができないかと考えている。
- ・ 医療の問題について、アクセス等の医療の問題と、農業農村の営みが人を健康にするという側面をどう活用するかということについて、分けて考える必要がある。医療費や社会保障費の節減に資する可能性があるのも、そのあたりの視点を新しいものとして打ち出していけないか。効果が数字で具体的に示せれば説得力を持たせられる。
- ・ 農地・水・環境保全向上対策に関連して、新たな環境保全等の多面的機能に着目した支払いをどのように充実させていくのか考える必要がある。既存の中山間地域等直接支払制度、農地・水環境保全向上対策との関係も整理する必要があるし、戸別所得補償制度にも環境加算という話もある。全体を整理して新たに打ち出すことが重要な論点になる。できるだけ早く、検討のための資料を提出していただき、議論できればと思う。

藤岡委員

- ・ 現場の農家は、戸別所得補償制度と自給力向上対策について、一日も早く詳細を把握して、来年の生産計画を立てて正月を迎えたいとみんなが考えている。早めに詳細を明らかにしてもらいたい。

(以 上)

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第16回）

議 事 次 第

日時：平成21年12月10日(木) 13時00分～15時00分

場所：農林水産省 第2特別会議室

- 1 開会

- 2 農村の振興について
 - ・説明
 - ・意見交換

- 3 その他

- 4 閉会

【配布資料 一覧】

食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資 料 1 農村の振興

資 料 2 食料・農業・農村基本計画に係る国民的議論の実施状況

農村の振興



平成 2 1 年 1 2 月

農林水産省

目 次

農村の再生・活性化に向けて	2
1. 農村の6次産業化	
(1) 農村の6次産業化のイメージ	4
(2) 農林水産物等の「資源」を活用した「産業」の創造	5
(3) 再生可能エネルギー利用の推進	6
2. 都市と農村の交流等	
(1) 教育の場としての活用と新たな交流需要の創造	8
(2) 人材の確保・育成と都市と農村の協働	10
(3) 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用	11
(4) 都市農業の振興	12
3. 集落機能の維持と地域資源・環境の保全	
(1) 農村コミュニティの維持・再生について	15
(2) 中山間地域等直接支払制度の継続・拡充	17
(3) 農地・水・環境保全向上対策の検証	19
(4) 鳥獣被害対策の推進	21
4. 農山漁村活性化ビジョンの策定	
(1) 農山漁村活性化ビジョン策定の目的	23
(2) 農山漁村活性化ビジョンのポイント	24

農村の再生・活性化に向けて

農村は、人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により疲弊の一途をたどっており、その活力の再生が喫緊の課題。
 農村の再生・活性化を図るためには、「農村の6次産業化」により雇用と所得を確保するとともに、集落機能を維持し、地域資源・環境の保全を図ることで地域社会を下支えすることが必要。また、都市と農村の交流を図ることにより、農村の魅力都市住民に伝え、都市からの定住人口、交流人口を増加させることも必要。
 農村の再生・活性化により、多くの人々が農村に定住し、高齢者も生き生きと活躍できる社会を実現。

農村の現状

農村は疲弊の一途

・農業所得

H2: 6.1兆円

H17: **3.4兆円**

・農業従事者の高齢化率

H2: 20.6% (12.0%)

H17: **37.8%** (20.1%)

()内は全人口の高齢化率

・耕作放棄地面積

S60: 13.5万ha

H17: **38.6万ha**

農村の再生・活性化

農村の6次産業化

農業と2次・3次産業との連携・融合による
 農村の新たな価値、就業の場の創出

農業サイド
 による取組

- ・生産・加工・流通(販売)の一体化
- ・生産の質的転換による農業の体質強化

2次・3次産業による
 農業への参入

- ・改正農地法の普及・啓発
- ・研修会、個別相談活動等の推進

農業と2次・3次
 産業との融合

- ・農商工連携の推進
- ・資源を活用した新事業の創出
- ・再生可能なエネルギーの活用

都市と農村の交流等

都市住民の食や農への理解の促進、都市の力の活用

- ・新たな交流需要の創造
- ・人材の確保・育成と都市と農村の協働
- ・教育・医療・介護の場としての農村の活用
- ・都市農業の振興

集落機能の維持と多様な地域資源・環境の保全

生活を維持するための条件整備と資源管理機能の確保

- ・農村コミュニティの維持・再生
- ・中山間地域等直接支払制度
- ・農地・水・環境保全向上対策
- ・農村環境の保全
- ・鳥獣被害対策の推進 等



高齢者も健康で生き生きと活躍できる地域社会を構築
 雇用と所得を確保し、若者や子供も農村に定住

1 . 農村の6次産業化



(1) 農村の6次産業化のイメージ

農村に由来する様々な「資源」(農林水産物のほか、バイオマス、経験・知恵等)と農村の「資源」を活用し新たな事業に取り組もうとする「産業」(食品産業のほか、観光産業、IT産業等)とを結びつけ、これを活用することで、農業サイドによる加工・販売の取組や農業と2次・3次産業の融合による地域ビジネスの展開・新たな業態の創出を行う「農村の6次産業化」を推進。これにより、雇用を確保し所得を向上させ、農山漁村地域の再生・活性化を図ることが重要。

農村に由来する様々な「資源」

農産物 [米:約866万トン(平成20年産)
野菜:約1,242万トン(H19)]

バイオマス



食品廃棄物
[約1,900万トン(H18)]



林地残材
[約800万トン(H20)]

経験・知恵

自然エネルギー



太陽光



風力



水力

風景



伝統文化



等

資源」と「産業」を結びつけ活用

農村の「資源」を活用し新たな事業に取り組もうとする「産業」

食品産業、観光産業、IT産業、
化粧品・医薬製造業、エネルギー産業 等

農村の6次産業化

農業サイドによる取組

2次・3次産業による農業への参入

農業と2次・3次産業との融合による地域
ビジネスの展開や新たな産業の創出

地域における新事業の創出を
誘発する新たな連携

・バイオマス等地域資源を活用した地域
における新事業の創出
(緑と水の環境技術革命等)

・資源と産業を結びつけるプロデューサー
的人材の確保・育成

・農商工連携の推進

・再生可能エネルギー利用の推進 等

連携・融合により、
新たな付加価値を創出

雇用の確保と所得の向上による
農村地域の再生・活性化

(2) 農林水産物等の「資源」を活用した「産業」の創造

1. 農村の6次産業化②

- 農林水産業及び農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の「資源」について、技術革新等を通じ様々な活用の可能性を追求することで、潜在的な需要を開拓し新たな市場を創出、他産業における革新的な活用方法の創出及び新たなビジネスモデルの創造を推進していく必要。これにより、農林水産業の新たな成長産業化、農山漁村地域の再生・活性化を志向。

農林水産業及び農山漁村に由来する資源

農林水産物

副産物等

バイオマス、知識・技術
自然エネルギー、風景、伝統文化 等

様々な
活用の
可能性
を追求

- ・潜在的な需要を開拓し新たな市場を創出
- ・革新的な活用方法の創出
- ・新たなビジネスモデルの創造

- ・農林水産物・副産物の需要拡大等による農林水産業の新たな成長産業化
- ・雇用の確保と所得の向上による農山漁村地域の再生・活性化

農林水産物の新たな機能に着目し新食品として活用

【コメの新たな機能性の解明】

【抽出したタンパク質を活用した機能性食品の開発】

(例) コメ由来のタンパク質を活用した菌周病予防向け機能性食品



【コメ由来の菌周病予防タンパク質の抽出技術の確立】

【機能性食品市場の拡大】

【コメの需要拡大による生産者の収益の増加】



農林水産物を医療品等の素材として活用

【生体になじみやすい繭糸を産出するカイコを作出】

【従来は生体移植で対応していた小口径の人工血管の大量生産】

(例) カイコの絹糸タンパクを用いた小口径人工血管



【従来の人工血管に比べ血栓ができにくいことを確認】

【新素材市場の創出・医療用品の市場拡大】

【新たな需要創出による生産者の収益の増加】



副産物をエネルギー源として活用

【木、樹皮、草等の未利用資源の利用拡大】

【バイオマスを水蒸気と反応させ、可燃性ガスに分解し、電力を供給】

(例) 木質・草本バイオマスをガス化し、電力、燃料、熱に変換



【農林バイオマス3号機の開発】



【草本系バイオマス1トンから100世帯分の電力に相当する1,000kWh/日を発電】

【CO₂削減にも貢献】

新たに6兆円規模の産業を創出

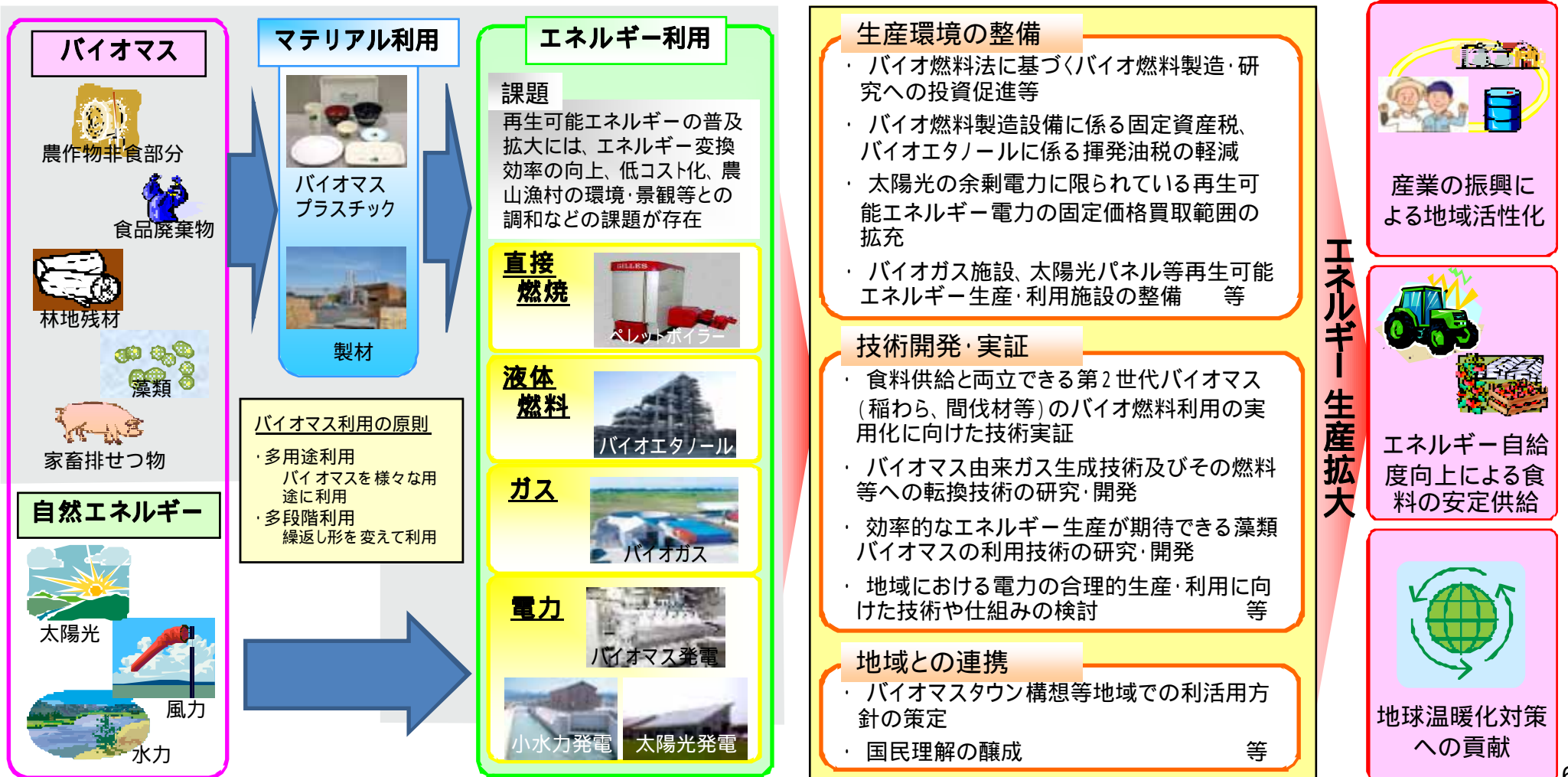
農林水産業・農山漁村の潜在力を発揮し「資源」を活用することにより10〜20年後に

(3) 再生可能エネルギー利用の推進

農山漁村には、未だ十分な活用が図られていないバイオマス資源や太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーが豊富に存在。

再生可能エネルギーの利用拡大は、新産業や雇用の創出を通じた地域の活性化を始めとして、石油依存度の低下による農業経営の安定、低炭素な地域づくりによる地球温暖化対策に貢献。

このため、バイオ燃料法等の既存施策に加え、バイオ燃料や電力の効率的生産技術等に係る開発・実証を進めるとともに、関係省庁との連携により電力の固定価格買取の拡充等の技術的・制度的なエネルギー生産環境の整備を総合的に推進。



2 . 都市と農村の交流等



(1) 教育の場としての活用と新たな交流需要の創造

(教育の場としての農村の活用)

平成20年度から実施している「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、農村への経済効果のほか、子どもの生きる力を育むなど教育的な効果を得られていることを踏まえ、引き続き推進。

具体的には、受入体制の整備や文部科学省、総務省との連携強化に加え、受入地域を発掘するための新たな取組を推進。

(新たな交流需要の創造)

訪日外国人や、観光・行楽部門の余暇消費の多い高齢者など、農村への旅行者として十分に開拓されていないターゲットに対し、戦略的かつ積極的にアプローチし、新たな交流需要を創出することが必要。

多様な主体の連携による共生・対流の推進に加え、新たに観光関係者と農村地域が連携した取組を支援。

教育の場としての農村の活用

子ども農山漁村交流プロジェクトの一層の推進

平成20年度に受入モデル地域に選定した地域を対象にアンケートを実施した結果、以下の各効果が見られた。

・経済効果 ・生きがい等の再生効果 ・教育的効果

このような実績を踏まえ、各地域のモデルとなる受入地域の育成を図るため、ワークショップや研修等を通じ、安全確保及び緊急対応等に係る機能を備えた受入モデル地域の整備等を推進。

受入地域を発掘するため、本プロジェクトの受入れに関心を有する地域を対象とした基礎的な研修等を実施。

総務省、文部科学省及び農林水産省の3省がより一層連携し、合同の説明会、推進キャラバン等を実施。



全国の農山漁村で受入地域を整備し、長期宿泊体験活動を行う小学校の児童生徒数の増加を図る。

新たな交流需要の創造

多様な主体の連携による共生・対流の推進

都市と農村が有する特徴を活かし、相互に魅力を享受できるような関係を構築するため、以下の取組を通じ、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルを普及啓発。

- ・共生・対流に関する地域のモデル的な取組の顕彰
- ・各種メディアを活用した情報発信

観光関係者と農村地域が連携した新たな都市農村交流の推進

観光関係者と農村地域の連携によるグリーン・ツーリズムの推進に向けたプラットフォームの構築。

観光関係団体とグリーン・ツーリズム実践団体が連携推進のための意見交換等を行う場の設置等

観光圏を中心とした地域における観光関係者と農村地域が連携して取り組む実践的取組を支援。

受入体制の整備や体験コンテンツの開発等

国際グリーン・ツーリズムの推進に向け、訪日外国人旅行者の受入体制の整備に対し支援。

地域における外国語によるパンフレットや体験コンテンツの開発等

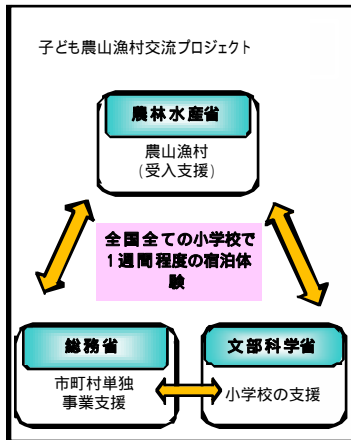
これらの取組を通じてグリーン・ツーリズム施設宿泊人数の更なる増加を図る。(平成20年度実績値は約844万人。)

(参考) 子ども農山漁村交流プロジェクトの実績

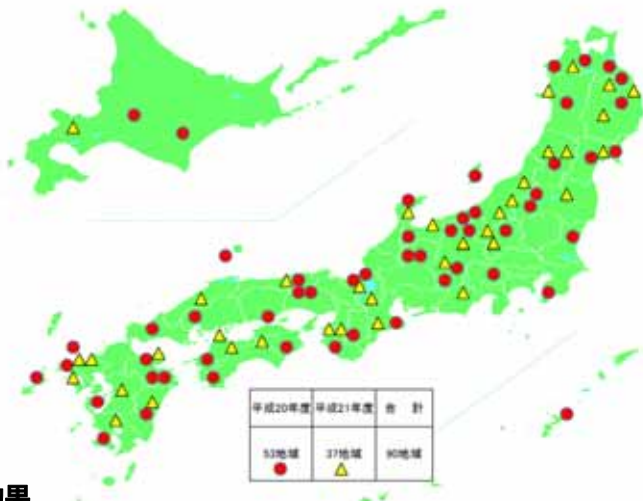
1. 「子ども農山漁村交流プロジェクト」受入モデル地域の概要

平成20年度は53の受入モデル地域で約2万人の小学生が活動。

< スキーム図(各省連携) >



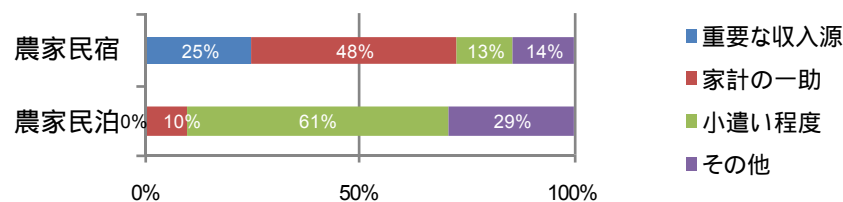
< 受入モデル地域位置図 >



2. 受入モデル地域にみる各効果

< 経済効果 >

農家民泊、農家民宿ともに経済効果があると回答。
(平成20年度の受入モデル地域の経済効果の平均は約590万円)



< 生きがい等の再生効果 >

「受入を契機に地域行事への参加が増加した」、「関係農家が講師となった講習会が増えた」とする回答のほか、半数以上の地域で「高齢者が多く生きがい対策として大きな効果がある」などの回答。

< 教育的効果 >

体験後、積極的に手伝いをするようになった、食べ物の好き嫌いがなくなった、学習への意欲が向上した等の評価。

注:平成20年度に選定した53の受入モデル地域を対象に実施した子ども農山漁村交流プロジェクトの効果に関するアンケート調査(回収率84%、有効回答率75%)等による。

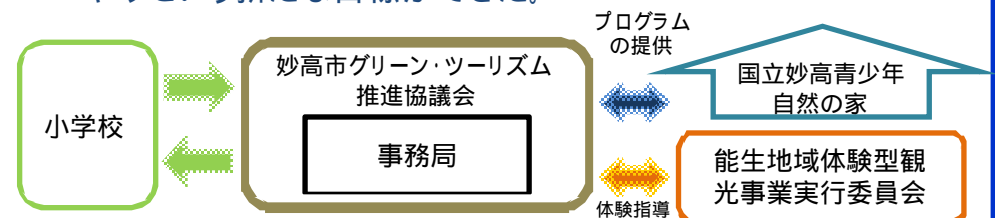
事例：受入れ側の先進的な取組

『新潟県妙高市』

- ・ 本プロジェクトを契機に市役所が中心となって、それまで地域でバラバラに取り組んでいた団体を取りまとめ。
- ・ 妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会を受入窓口として、NPO、農林漁家民宿、観光協会等で受入組織を構成。
- ・ 「国立妙高青少年の家」が中心となって学校のニーズに合わせた自然体験、農林業体験メニューを提供。
- ・ 58戸の農林漁家民宿により、5名程度の小規模分泊でも150名以上の受入れが可能。

【地域への効果】

- ・ 初年度の平成20年度は2校、138名の児童生徒を受け入れ、小学校の受入れによる地域の受入金額は、約340万円、地域への経済効果は約570万円と試算。
((独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所による。)
- ・ 取組の結果、高齢者や女性の活躍する場ができ、地元住民の連帯意識の向上にもつながっている。
- ・ 今後、グリーン・ツーリズムにも力を入れ、交流人口を増やすという新たな目標ができた。



(2) 人材の確保・育成と都市と農村の協働

(人材の確保・育成)

農村が人材不足といった構造的な問題を抱える一方で、都市部においては農村に関心を持つ者が多く存在することに着目し、農村の活性化を担うリーダーとなり得る人材を育成する仕組みを構築するため、都市と農村地域をつなぎ、農村地域において都市部人材等を活用する取組を推進。

(都市と農村の協働による地域資源の活用)

都市部のNPO、企業、大学等多様な主体との協働により、新たな視点、手法で農村の地域資源の発掘・活用を推進。

人材の確保・育成

人材を安定的に確保・育成するための仕組みの構築

都市と農村をつなぐ能力をもった仲介機関による以下の取組を支援。

農村地域における活性化活動への参加を希望する都市部等の人材を研修生として農村地域へ派遣し、実践研修を行う取組

この実践研修の成果を高めるためのノウハウを有した指導員の派遣(ワークショップや活動成果発表会等を行うことによる、事業実施効果の向上、波及)

課題を有する農村地域に専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、講演、実技指導を直接行う取組

人材育成のための取組事例

「九州ムラたび」がコーディネート機関として、都市部の人材を研修生として長崎県雲仙市に派遣し、研修生は地元名産のこぶ高菜の収穫、加工等に従事。



都市部の人材を活用し、農村地域の活性化を担う仕組みの確立。

都市と農村の協働による地域資源の活用

多様な主体との協働の在り方として先駆的な事例を全国に発信

農村でこれまで見過ごされていた地域資源を魅力的なものとして改めて発掘、活用することで都市と農村の交流等を促進していくことが必要。

また、こうした取組を進める上で、外部の視点や専門的知見を有する企業、NPO、大学等の都市部の様々な主体と連携して行うことが有効。

こうした地域資源の活用や都市と農村の協働のあり方は、地域の状況に応じて様々であるが…

全国の農村に共通する課題として、先駆的な取組事例の収集や、情報交換等のためのネットワークの形成を推進することにより、各地域における自発的な取組を後押し。



< 地域の取組事例 >

栃木県茂木町竹原地区では有志で「竹原郷づくり協議会」を設立し、NPOと連携して地域資源の竹林を活用した地域観光スポットの掘り起こしやイベントの開催などに取り組んでいる。

全国の農山漁村において、自発的で意欲ある地域活性化のための取組を更に拡大。

(3) 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身機能の回復・向上や健康の維持・増進等農林漁業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に注目し、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用。

また、園芸療法や森林セラピー等による癒し効果のメカニズムを検証し、施策のあり方を検討。

農山漁村の教育、医療・介護の場としての活用

健康づくり等を目的とした農山漁村への旅行の効果の例

- ・実験期間：2008年1月14日～23日（旅行前、旅行最終日）
- ・場所：和歌山県西牟婁郡白浜町、田辺市
- ・対象：旅行参加者群 男性 11名（48±4.9歳）
旅行非参加者群 男性 13名（43.2±7.2歳）

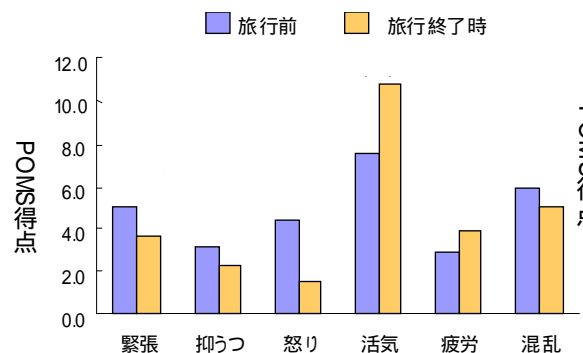
旅行参加群におけるPOMS の変化は、旅行開始1週間に比べ、緊張、抑うつ、怒り、疲労、混乱のマイナス因子が有意に減少し、活気のプラス因子が有意に増加。

旅行参加群と対象群のPOMSの比較では、旅行参加群は対象群に比べ、緊張、抑うつ、怒り、疲労の因子および活気の因子において有意に少ない値を示した。

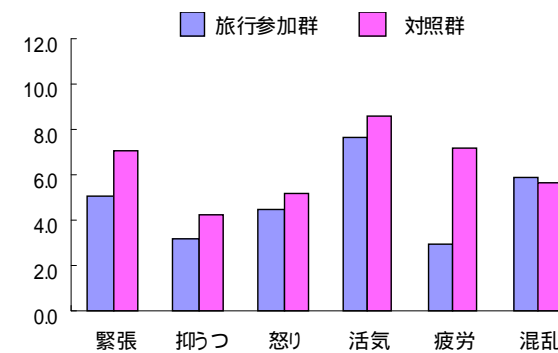
POMS: 気分や感情の状態を質問項目に応える形式で測定する手法。アメリカのMcNairらによって開発されたもので、臨床や職場、健康づくり、スポーツ等の場において広く活用されている。今回使用したのは質問項目が30の短縮版。

特定非営利活動法人熊野本宮、和歌山県、和歌山健康センター、関西医大ら「ニューツーリズム創出・流通促進事業」実証事業（モニターツアー等）報告書

農山漁村における安らぎ、癒し



POMSの変化 (旅行参加群 11名)



旅行参加群および対象群のPOMSの比較 (旅行参加群N=11 対象群N=13)

事例：地域資源を活用し健康増進をテーマとしたグリーン・ツーリズム

秋田県鹿角市大湯地域では、医療機関を中心に農家や温泉旅館、牧場等が連携し、地域を一つの健康院に見立て、地域資源を活用しつつ、参加者がストレスを解消し、いやしを受けられる健康プログラムを用意している。プログラムは、地元食材を用いた食事、そば打ち体験や農作業体験、温泉浴、森林浴、医療スタッフによる健康チェック、健康講話等を組み合わせたメニューとなっている。16年から定期的にモニターツアーを開催しており、今後も継続することで健康院の定着を目指していくこととしている。



地元食材の野外昼食風景

(4) 都市農業の振興

都市農業には、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給のみならず、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和といった機能や都市住民に生の農業を理解してもらうという効果があり、こうした多様な機能や効果が十分発揮できるよう取組を推進。

生産緑地地区を中心に、都市部での農業振興に必要な簡易な基盤整備や防災施設の整備、市民農園や農産物直売所等の整備のほか、都市農地の保全に向けた活動、体験農園の普及などの取組を推進。

都市住民のニーズ等を踏まえて、市民農園における農業体験等の取組について、質的向上やその役割にも留意しつつ推進。

現状・課題

- ◆ 都市の中に農業・農地を残したいと思っている都市住民が8割を超えている(東京都)。
- ◆ 都市農業には都市住民に農業を理解してもらうという効果。(農業体験農園利用者の7割以上が「作物への愛着が湧くようになった」「農業の大切さを実感した」等と回答)
- ◆ 農作業を体験したいという都市住民が5割以上を占め、その内訳は市民農園などが最も多い。
- ◆ 市民農園の運営上の課題として、管理不良による雑草の繁茂やゴミの放置等も散見。



都市部での農作業体験



市民農園の管理不良等の課題

対応方向

- ◆ 都市農業の多様な機能や効果が十分発揮できるよう以下の取組を推進。
 - ・ 都市部での農業振興に必要な簡易な基盤整備や直売所等の整備への支援
 - ・ 高齢化等による労働不足を解消するための援農ボランティア育成・派遣など都市農地の保全に向けた活動などの取組への支援
 - ・ 農家の庭先直売所等の取組の強化や都市住民を対象とした研修会等の取組を通じて都市部の農家の経営安定や都市農業への理解増進を図るモデル的な取組への支援
- ◆ 都市住民のニーズ等を踏まえて、市民農園における農作業体験等の取組を推進。
 - ・ 市民農園等の開設のための施設等の整備への支援
 - ・ 市民農園間のネットワーク化を通じた質の高い市民農園を促進する取組への支援

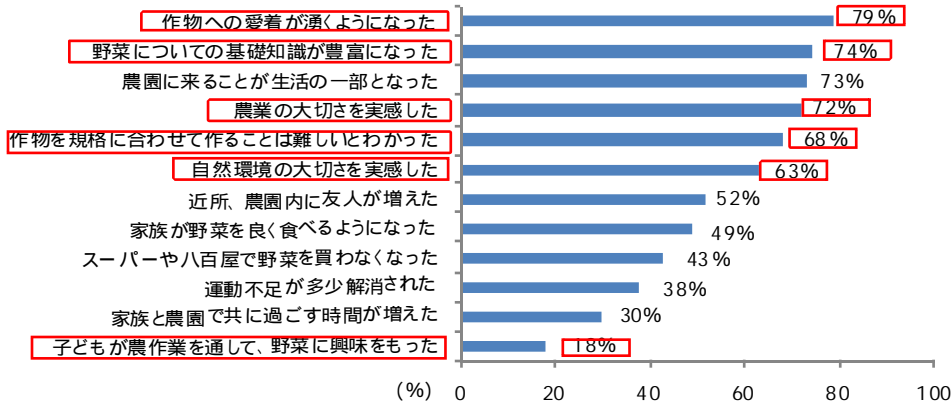
これらの取組を通じて都市的地域における市民農園區画数の拡大を推進する。

(参考) 都市農業の振興

都市農業の都市住民へのPR効果

- ◆ 農業体験農園利用者の7割以上が「作物への愛着が湧くようになった」「農業の大切さを実感した」と回答

農業体験農園の利用による利用者自身や周囲の変化について(複数回答可)

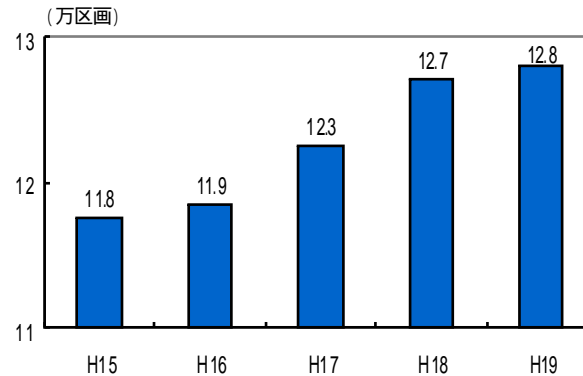


東京農業大学「平成17年農業体験農園の多面的効果と将来の利用に関する利用者調査」(練馬区内の農業体験農園の利用者(有効回答総数 410人))

都市的地域における市民農园区画数

都市的地域における市民農园区画数の推移

住宅地に隣接した市民農園の状況



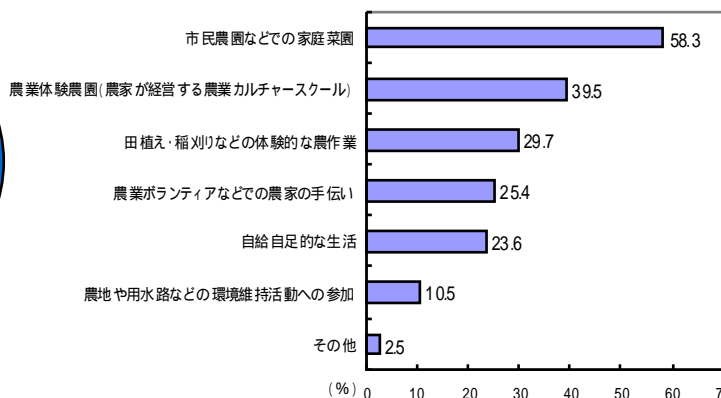
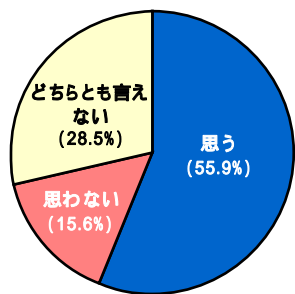
資料: 農林水産省都市農村交流課調べ



都市住民の農作業体験の意向

農作業の体験をしたいと思いませんか。

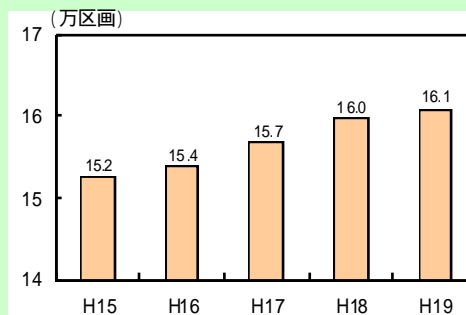
どのような形の農作業体験をしたいと思いませんか。



資料: 東京都(平成21年度第1回インターネット都政モニターアンケート結果(回答者数: 494名))

市民農園の現状と課題

区画数の推移



資料: 農林水産省都市農村交流課調べ

管理・運営上の課題

- ・利用者のモラルに関するもの
- ・雑草の繁茂
- ・残渣の遺棄、農機具やゴミの放置
- ・区画外の耕作



利用者の管理が不十分な区画

3 . 集落機能の維持と地域資源・環境の保全



(1) 農村コミュニティの維持・再生について

農村では、人口減少や高齢化が進行するとともに、市町村合併・農協の再編合理化などにより行政サービスや民間の生活サービス機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。これを放置すれば、農林漁業が維持できなくなるだけでなく、その多面的機能の発揮にも重大な支障が生じる。

一方、地域住民が主体となり、農村コミュニティを維持・再生するため、生活支援・環境保全・資源活用活動を複合的に実施する取組が見られる。

このような地域住民主体の取組に着目し、今後の農山漁村コミュニティの維持・再生について、国と地方の役割分担も踏まえて政府一体となって検討する必要。

10年間で約5千集落が減少
農業集落数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」における農業集落調査

今後約1,400集落が消滅のおそれ
(耕地9,000ha 林野304,000ha)
消滅の可能性のある集落(推計値)

	都市的 地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域	実数
全国	84	72	556	691	1,403

資料：農林水産省「限界集落における集落機能の実態等に関する調査報告書」、「世界農林業センサス農業集落調査」(北海道及び沖縄を除く。)による。

市町村合併で行政のサポートが手薄に

- 市町村の数が半減(H11:3,229 H21:1,777)
- 市町村支所の数が123ヶ所廃止
- 農林水産関係職員は3割減少

資料：全国市町村便覧、総務省HP、農林水産省農村振興局調査による。

農協合併で支所、店舗、給油所が激減

- JA支所(H11:13,898 H19:9,328)
- 店舗(H11:4,997 H19:3,339)
- 給油所(H11:4,674 H19:2,679)

資料：農林水産省「総合農協統計表」

- 支所等は、平成11年以降、1,777市町村のうち1,058市町村で減少

資料：農林水産省農村振興局調査による。

これを放置すると、農地等も管理できなくなり荒廃

耕作放棄地

耕作放棄地(樹園地)

廃屋

農林漁業に影響
多面的機能にも影響

様々な地域で始まりつつある取組の特徴

「住民主体」「相互扶助」の発想で地域リーダーが率先して合意形成

〔行政頼みでなく、住民目線、住民手作り〕

新たな組織形態に進化

〔従来の地縁組織をベースに、NPO法人や会社など、発展的組織形態で運営。〕

「身近な暮らし」から活動

〔暮らしの中で住民が困っている課題で、できるものから一つずつ取り組み、活動分野を順次拡大〕

活動範囲は「旧村」、「小学校区」

〔住民同士で一体感が感じられ、一定の経済活動を可能とする範囲〕

政府
維持・再生のための農山漁村コミュニティ
検討

(参考) 滋賀県木之本町(杉野学区)の事例

人口減少や高齢化により、集落の共同活動、農地の保安全管理、相互扶助の機能が低下
JAの撤退により、日用品やガソリンの購買・調達などに不便が生じ、将来が不安
平成20年から、集落の将来について、地域住民と行政等の中で話し合いをはじめたところ
今後は集落における住民主体の自主的な取り組みによる対応が必要



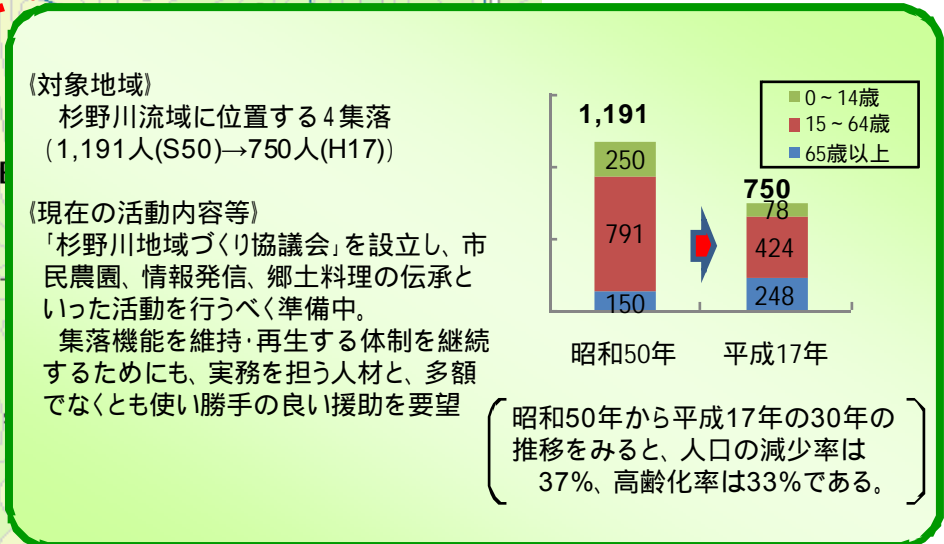
金居原集落の状況



杉野集落の状況



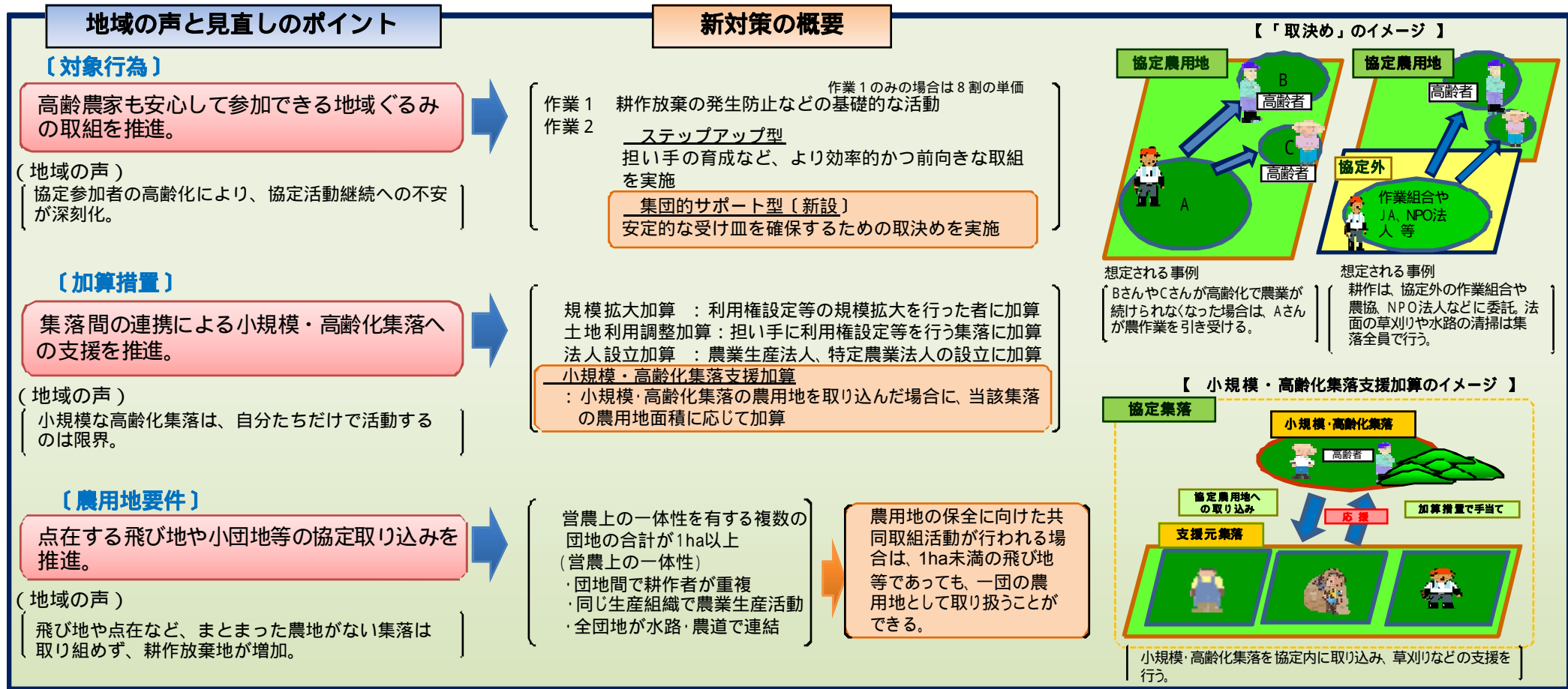
住民等のワークショップの状況
〔地域ビジョン等について話し合い〕



(2) 中山間地域等直接支払制度の継続・拡充

耕作放棄地の発生防止・解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利益を補正するため中山間地域等直接支払制度等を引き続き実施。

その際には、高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携など安定的な受け皿を作ることにより耕作等の維持を図るとともに、担い手の育成や生産性の向上などを引き続き推進する等、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動に向けた取組を促進。



高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直すことで、本制度への取り組み面積の維持・拡大を目指す。

(参考) 中山間地域等直接支払制度の概要

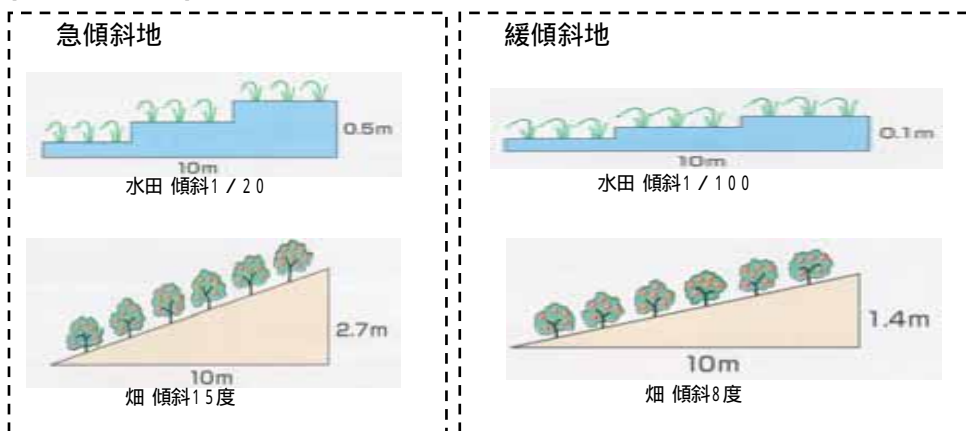
(1) 対象となる地域

地域振興8法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

(2) 対象となる農用地

傾斜等一定の基準を満たす農振農用地区域内の農用地

[傾斜条件の例]



(3) 対象となる行為

5年間以上継続して行われる農業生産活動等

農作業の共同化や担い手の育成など地域の实情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(2期対策から導入)

(4) 対象者

集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等

(5) 交付単価

平地地域と対象農用地との農業生産条件の格差の範囲内で設定。

- 注1) (3)のうちのみを実施する場合は、右表の8割の単価。
2) その他、加算単価として、規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算を措置。

(単位: 円 / 10a)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500
草地	急傾斜	10,500
	緩傾斜	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜	1,000
	緩傾斜	300

現状

中山間地域における平場との農業生産条件の格差を補正する施策として、平成12年度から実施。

平成17年度からは、第2期対策として制度の基本スキームは維持した上で、担い手の育成など、より前向きな取り組みを促す視点を加え、平成21年度までの5年間において実施中。

制度への取り組みは、第2期対策への移行時に減少がみられたものの、現在は過去最高水準の交付面積約66.4万haまで増加。

取組事例

【高齢化の進行等にも対応した集落営農組織の育成】

(山口県岩国市美和町志谷)

集落協定の概要

協定面積	10ha(水稲、野菜、栗)
協定参加者	農業者13人、いきいきファーム美和(構成員33人、非農家・非対象者3人)
交付額	115万円(H19年度)
個人配分	25%
共同取組活動	75%

集落の活動方針

- 集落を守り、次世代に繋ぐため、農業生産法人を設立する。(3年計画で取り組みを徐々にステップアップさせ、法人設立へと発展させる。)
- 高齢者の生きがいづくりや法人への参加を促すため農産物の加工販売に取り組む。

取組による効果

- 集落営農組織を設立するとともに、特定農業法人として認定を受けた。
- 担い手である法人に、協定参加農用地を集積(8ha)した。
- 周辺林地の草刈り、鳥獣被害防止柵を設置した。
- 地場農産物の加工場を整備し、加工・販売を開始した。



【法人の設立】

平成18年に集落営農組織を立ち上げ、研修会や先進地視察等を行ったのち、(農)「いきいきファーム美和」を設立。組織は平成19年度に特定農業法人の認定を受けるまでに発展。

(3) 農地・水・環境保全向上対策の検証

農地・水・環境保全向上対策は、農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図ることを通じて地域の振興に資することを目的として、これまでに、全国で約1万9千の地域において、147万の個人及び団体が参画し、約136万haの農地、24万kmの開水路、16万kmの農道等を対象に取り組まれている。(なお、本対策は平成23年度までの施策)

今後、共同活動の強化や環境保全型農業の推進の視点から中間評価を平成22年度に実施し、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化するとともに、施策のあり方について検討。

中間評価の実施

中間評価のスケジュール

～平成22年6月

- ・ 活動組織、市町村への更なるアンケート調査・聞き取り調査、道府県第三者委員会からの報告の徴集など

平成22年6月～23年2月

- ・ 評価項目の整理、評価手法の確立を行うとともに、今後のあり方について検討

平成23年3月

- ・ 中間評価、今後のあり方公表

評価の視点

生産資源の保全・管理の視点

(施設の保全活動の強化、施設の長寿命化に資する活動の展開等)

環境資源の保全と質的向上の視点

(農村環境の保全活動(生態系保全や景観形成等)の強化等)

地域社会・集落機能活性化の視点

(多様な主体の参画、地域コミュニティの活性化等)

環境保全型農業の推進

環境保全型農業の取組の拡大の視点

農村環境の保全・向上の視点

地域農業の振興の視点

(5割低減の取組面積等の増加、水質の向上、農業者の経営改善等)

戸別所得補償制度の検討状況と併せて検討。

上記により、中間評価を実施し効果と課題を明確化するとともに、平成22年度中に今後のあり方を検討。

(参考) 農地・水・環境保全向上対策の実績

これまでの実績

全国の取組状況

< 共同活動支援 >

活動組織数	取組面積
18,973	1,361千ha

< 営農活動支援 >

活動組織数	取組面積
2,574	61千ha

注1: 平成20年度実績の数値。

注2: 営農活動支援の数値は、共同活動支援の各数値の内数。

< 全国の対象施設数 >

開水路(km)	ハイライン(km)	農道(km)	ため池(箇所)
236,732	44,120	163,050	29,235

多様な主体の参画

< 活動組織の構成員 >

農業者		非農業者	
個人(人)	団体	個人(人)	団体
1,107,967	15,049	238,849	111,364

注1: 平成20年度実績の数値。注2: 農業者個人には農業者団体に属する人数も含まれる。

< 活動組織への各団体の参画者数 >

農業者(団体)				農業者以外(団体)								
計	農事組 合法人	営農 組合	その他	計	自治会	女性会	子供会	土地改 良区	JA	学校・ PTA	NPO	その他

注1: 平成20年度実績の数値。

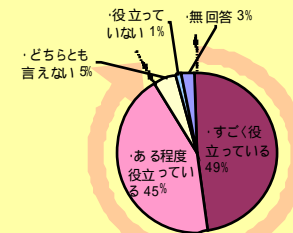
注2: 農業者個人には農業者団体に属する人数も含まれる。

注3: 「農業者団体その他」は特定農業法人など、「農業者以外団体その他」は、老人会、水利組合、消防団など。

現場の意見

活動組織、関係市町村に対するアンケート調査 (430地区、H20.12)

< 開水路の保全 >



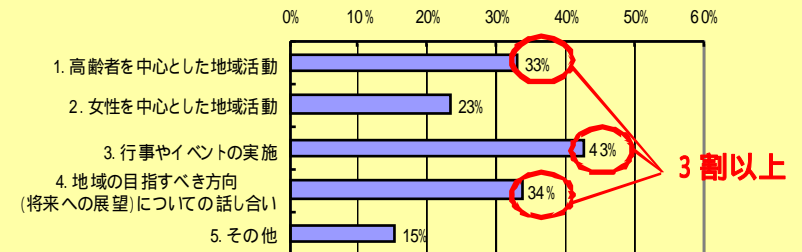
役に立っている 94%

< 行事やイベントの回数 >

平均回数	全体
対策前	4.7
現在	7.2

1.5倍

< 本対策の導入をきっかけとした新たな取組 >



3割以上

< 主な意見 >

- ・活動を通して、地域が非常にきれいになり、地域の輪が広がった
- ・対策期間後も対策を継続してほしい
- ・活動対象を広げてほしい

など

今後、活動組織、市町村への更なるアンケート調査・聞き取り調査、道府県第三者委員会からの報告の徴収などを予定。

(4) 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成する市町村数の拡大により鳥獣被害を防止するため、優良事例の収集・提供や周知活動を通じて地域一体で取り組む体制づくりを推進。

また、狩猟者の減少・高齢化や捕獲鳥獣の処理負担等、対策を推進する上での課題を把握するとともに、課題解決のために個体数調整、被害防除、生息環境管理を組み合わせた総合的な取組を推進。

被害は深刻化・広域化し200億円余の農作物被害が発生
生産意欲の減退による耕作放棄や生活への影響により農村存続の脅威

鳥獣被害防止特措法の制定

鳥獣被害防止特措法の施行
(平成20年2月)

市町村による被害防止計画の作成
捕獲権限の県から市町村への委譲が可能
鳥獣被害対策実施隊の設置が可能
地域の取組に対し国や都道府県が支援

被害防止計画の作成

【計画に盛り込む内容】
被害防止対策の実施体制
被害防止対策 等

鳥獣による被害が報告されている市町村数
1,448(平成20年度)

被害防止計画の作成数
781市町村(平成21年8月)

約半数の市町村数にとどまる

対策の取組の拡大

施策の方向

地域一体で総合的に取り組む体制整備を推進

- ・市町村による被害防止計画の作成の推進
- ・総合的な取組を行うための地域体制整備の推進
- ・以下の総合的な取組の推進

個体数調整: 箱わなの効果的な導入等による捕獲体制の強化
被害防除: 地域一体となった防護柵設置による自衛体制の整備
生息環境管理: 人と鳥獣の棲分けのための緩衝帯の整備 等

- ・侵入防止システム等の技術開発推進及び新技術の普及促進

新たな課題への対応

【捕獲の担い手の育成・確保】

- ・捕獲技術の向上のための研修会の開催
- ・市町村による鳥獣被害対策実施隊の組織化の推進

【捕獲鳥獣の処理の負担の軽減】

- ・捕獲鳥獣を食肉として有効活用するための衛生管理、商品開発、販路開拓のためのマッチング活動等の支援
- ・捕獲鳥獣処理施設の整備の推進

被害が報告されている市町村数の概ね8割

狩猟者の減少・高齢化への対応

捕獲鳥獣の処理負担軽減

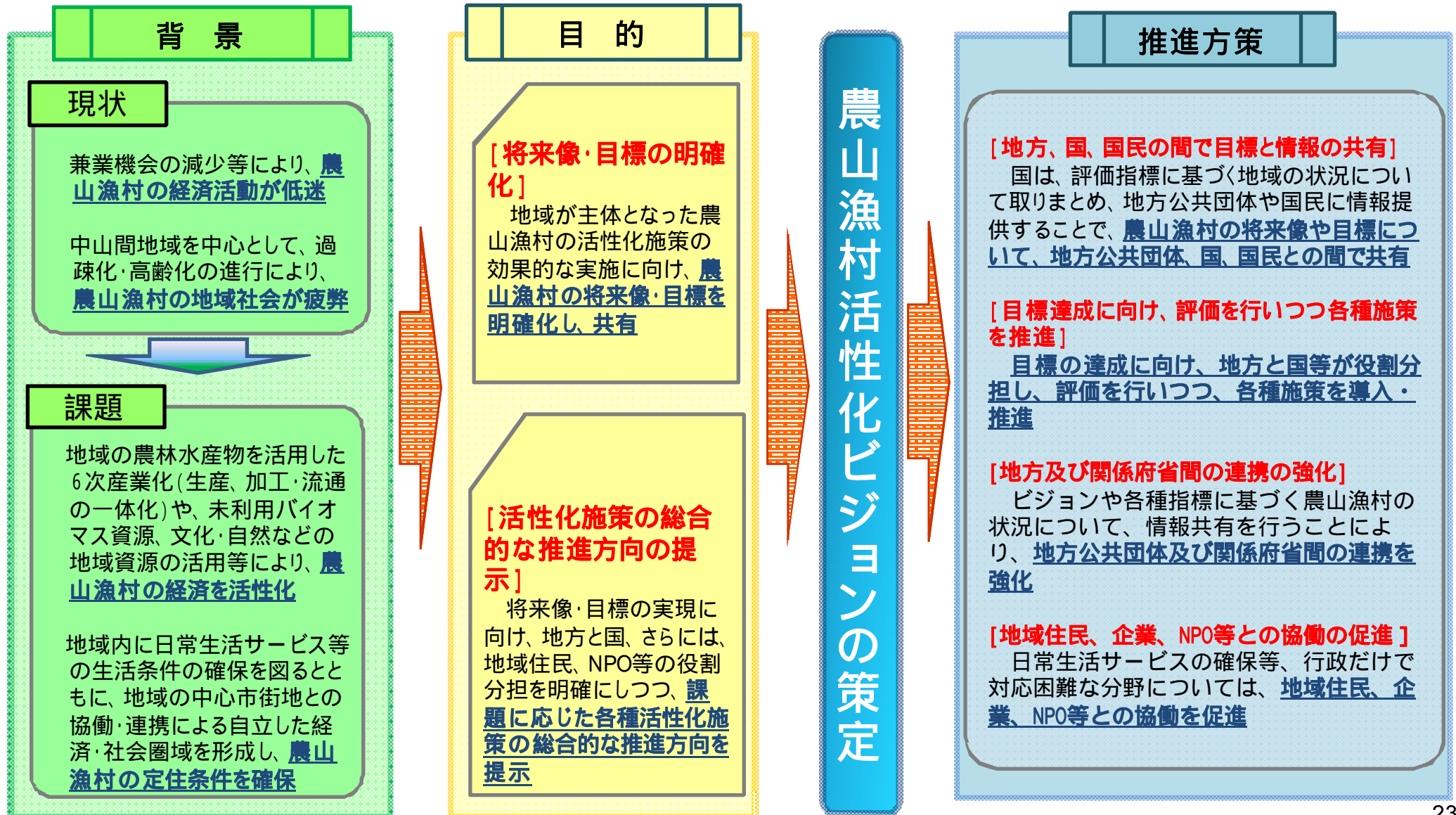
優良事例の収集や周知により、被害防止計画の作成市町村数をさらに増やし、地域が一体となった総合的な取組を拡大(被害防止計画の作成数: 5割(平成21年) 8割(平成24年度))。

4 . 農山漁村活性化ビジョンの策定



(1) 農山漁村活性化ビジョン策定の目的

農山漁村の再生・活性化に向けた地域の主体的な取組を促進し、その効果的な展開を期すため、新たな食料・農業・農村基本計画の策定と併せ、「農山漁村活性化ビジョン」を策定し、将来像・目標の明確化や地方と国との役割分担による活性化施策の推進方向を提示。



(2) 農山漁村活性化ビジョンのポイント

農山漁村については、地理的条件や、経済・社会条件に応じ、活性化の方向や実施すべき施策が異なることから、「平地農村部」、「中山間農村部」、「中規模の都市」、「大都市」の4つの地域類型ごとにビジョンを策定。

ビジョンには、「6次産業化等による地域経済の活性化(経済)」、「集落機能の維持と定住条件の確保(社会)」、「地域資源・環境の保全(環境)」の三つの分野ごとに、将来像、目標、将来像を実現するための施策と評価指標等を提示。

地域類型に応じた将来像の提示

平地農村部 (現状)

雇用の場、高度医療サービス(第3次救急医療施設)、高等教育機関などの都市機能は十分有しておらず、周辺の都市に依存
これらの市町村では、第1次、第2次、第3次産業、それぞれ一定の雇用の場を提供してきたが、近年、製造業の生産拠点の海外移転などにより雇用の場が縮小
域内に広大な農地を有し、地域の特性に応じた農業生産活動が活発に行われている

中山間農村部 (現状)

雇用の場、医療サービス(第2次、第3次救急医療施設)、高等教育機関などの都市機能は不足しており、周辺の都市に依存
これらの市町村では、第1次産業人口比率は比較的高いが、多くの住民は、市町村域内外の第2次、第3次産業に従事しており、今後とも人口流出が見まれる
中山間地域の狭小な農地においては生産性が低く、耕作放棄地も多く発生

中規模の都市 (現状)

市町村合併等により一定規模の人口を有しており、雇用の場、医療などの一定の都市機能を有している
雇用の場等を周辺市町村にも提供しているが、高度医療サービス、大学等の高等教育機関などの都市機能の一部は、大都市に委ねられており、市の域内では完結していない
都市農業に加え、周辺部に広大な農地を有し、農業生産活動が活発に営まれている

大都市(政令指定都市、中核市等) (現状)

人口規模が大きく、雇用の場、高度医療サービス、大学等の高等教育機関、娯楽の場などの都市機能を有している
通勤・通学圏を構成する周辺の市町村住民に、その有する都市機能を提供
都市農業に加え、周辺部に広大な農地を有し、農業生産活動が活発に営まれる区域を含む市も存在

4
類
型
ご
と
に
将
来
像
を
提
示

3つの政策分野と目標の設定



6次産業化等による地域経済の活性化(経済分野)

目標とする指標: 各市町村及び圏域全体の産業別総生産額 等



集落機能の維持と定住条件の確保(社会分野)

目標とする指標: 各市町村及び圏域全体の人口、産業別就業者数等



地域資源・環境の保全(環境分野)

目標とする指標: 適正管理される農地の面積 等

将来像の実現のための施策と評価指標の提示

経済分野 の例

< 施策 > 地域の特性に応じた農林業の振興
農山漁村の6次産業化 等
< 指標 > 第1次産業の総生産額または所得
地域資源を活用した新たなビジネスの創出数 等

社会分野 の例

< 施策 > 農山漁村のコミュニティ再生に向けた、各省連携による取組
第3次救急医療施設へのアクセスの確保 等
< 指標 > 活性化に取り組む組織数
第3次救急医療施設へのアクセス時間 等

環境分野 の例

< 施策 > 耕作放棄地の再生と適正管理
鳥獣被害の防止に向けた対策の推進 等
< 指標 > 耕作放棄地解消面積
鳥獣被害対策の実施状況 等

(注) 第2次救急医療施設: 入院が必要な救急患者を受け入れる医療機関
第3次救急医療施設: 重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター

食料・農業・農村基本計画に係る国民的議論の実施状況 (12月7日現在)

10月21日の企画部会において確認された「食料・農業・農村基本計画に関する国民的議論の展開について」に沿って、これまで消費者、生産者、事業者等の国民各層を対象としたシンポジウム、意見交換会等の機会に、基本計画の検討状況の説明、参加者との意見交換を行ってきている。

得られた主な意見・提案の概要は以下のとおり。

食料・農業・農村基本計画に係る国民的議論における主な御意見・御要望の概要

シンポジウム・会議等名称	寄せられた主な御意見・御要望等
<p>一日農政局 in 仁保 (11/10 山口市)</p> <p>〔 仁保地域の住民（自治会・農家等）、傍聴者 計21人が参加 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払制度は非常に良い制度。これによって、若い連中が一所懸命やるようになった。これがなければ、5割くらいは耕作放棄されていただろう。この制度の継続を強く望む。 ・ 農地・水・環境保全向上対策等、手続きの書類は簡素化して欲しい。地元の高齢者が作成するのは困難。 ・ 農業への新規参入は、実家が農家をやっていない限り難しい。また、新規参入しても数年でやめる人も多い。やめた人の理由等を調査して施策に活かすべきではないか。 ・ 農家は生産のノウハウはあるが、販売のノウハウがない。道の駅で直売をやっているが、それ以外の販路拡大の手法がわからない。
<p>栃木県農業担い手躍進大会 (11/11 宇都宮市)</p> <p>〔 県内認定農業者、農業委員、 地域担い手協議会関係者 計約800人が参加 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行停止となった21補正事業の「農地利用集積加速化事業」を活用して、この事業からのお金が貸し手の取り分、という考え方で折り合えるかとも思っていたところ、これが執行停止となったこともあり、危惧。 ・ これまで政策に沿った形で集落が一体となった営農の確立に努力してきたところ、戸別所得補償制度の導入が契機となってバラバラになることを心配。「はしごを外さない」ようにしてほしい。 ・ 麦3.5万円では、これまでよりも支援水準が下がるため、麦の作付を行うかどうか迷っている。 ・ 自給力向上事業において、生産調整参加要件を外すことは疑問（これまでの「非参加者」に対する感情的な面も）。
<p>耕作放棄地解消対策研修会 (11/24 岡山市)</p> <p>〔 県職員、市町村職員、JA、 地域協議会、大学、会社員 計129人が参加 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地の原因は、海外から安い農産物を輸入するからであるが、原油などを輸入し、産業を発展させ、日本の経済が成り立っているから、農産物の輸入をやめろとは言えない。ただし、世界の人口問題、地球温暖化問題を考えると、食糧難の時代がくる。そこをどう考えるかである。 ・ 農政の最大の問題は消費者の教育ができなかったということ。何故、国産農産物を食べなければならないのか、その代わりに値段は高いということを農林水産省を軸として消費者を教育する必要がある。 ・ 農村政策をカルティベートランド（耕作地）として捉えるのではなく、ルーラルソサエティ（農村社会）として捉え、農業をしていない者も含めた農村社会をどうするのか、といった視点で考えるべき。 ・ 農業があって農村があった時代ではない。農村がなかったら農業は維持できない。

シンポジウム・会議等名称	寄せられた主な御意見・御要望等
<p>平成21年度 近畿農政局管内消費者団体との意見交換会 (11/26 大阪市)</p> <p>〔 近畿農政局管内消費者団体 計32人が参加 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然相手の農業は、長期的な視点・視野を持って望むべき。農業をよく知らない人達が目先のことで非効率だから止めるという体制はいかがなものか。基本計画への長期的視点の反映、予算措置をどうするのか検討して欲しい。 ・ 農家の所得補償は国がやるだけでなく、消費者も食べ続けること、食い支え、買い支える努力が必要。 ・ 多様な担い手参入を促進するための対策はどうなっているのか。分散ほ場の集積化対策を充実すべき。 ・ 一般消費者が少し高い国産品を買ってでも日本の農業を支えようという気持ちになるのは困難。すべての国民が農業を支えようと思えるような意識を高めるための広報のあり方が重要。
<p>平成22年度全国農業青年交換大会実行委員会（第2回） (11/30 京都市)</p> <p>〔 近畿5府県の農業青年、 近畿6府県職員 計18人が参加 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別所得補償制度について、これまで農地を担い手等に貸してきた小規模農家が農地を返却してほしいと言ってくる事例があり、農地集積の取組が後退することを危惧。規模拡大等の取組に逆行しないような制度にすべき。 ・ 中山間地域では、担い手農家は限られ、地域で取り組む農業関係の補助金の申請事務の負担などが特定の担い手農家に集中する実態にあり、非常に労力がかかっている。補助金の統合や申請手続き等の簡素化が必要。また、手続きの労力の割には取組面積が小さいために助成額が少ない（あるいは要件を満たさず対象とならない）場合もある。様々な制度に精通した職員を相談窓口配置して、どのような制度が利用できるか、利用するとどの程度の助成金が入るのか等のアドバイスができるような体制を整備してほしい。
<p>平成21年度東北地域食料自給率向上協議会 (12/7 仙台市)</p> <p>〔 県職員、J A、農業者・ 農業団体、食品産業事業者 消費者団体、経済団体 計35人が参加 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消や自給率向上の推進に当たっては、食料だけでなく、ヨーロッパのように地域文化を絡めながら進めるべき。また、生産・流通・外食を横につないで、食べ物の旬をメニューに活かしていくようなパイプ役がないことが問題であり、そのような人材を育成する機関が必要。 ・ 「売れる農業・儲かる農業」といっても、消費者が何を求めているか、何を作れば売れるかなどの情報は個々の企業が生産者に提供しているのが実態であり、生産者のマーケティング能力を向上させていくことが重要。 ・ マーケティングは大事だが、米や牛乳などは生産費も賄えないという考えられない状況。生産者がいくら努力しても限界があることを知って欲しい。 ・ 生産者として、安全安心には真面目に努力している。偽装表示が起こるのは、生産者として憤りを感じる。表示の取締りを徹底してほしい。